

横断線の是正状況について

平成18年11月2日に起きました旭区二俣川銀座商店街の街路灯転倒事故を受け、道路上の横断線のうち、本市が占用を許可する基準（最低高さ制限4.5m）未滿について、全市域において緊急点検を実施し、電線設置者に対して基準未滿のものについては是正するように指示しました。

その是正完了の状況及び対応策の内容について報告します。

1 横断線の是正完了状況

(1) これまでの経過

電線設置者に対して、平成19年3月31日までに是正を完了するように指示しましたが、3月31日現在でも進捗率が約60%であったため、これまで、早急に完了するよう、再三にわたり、指示してまいりました。

(2) 5月11日現在の状況

・約17,400本の横断線の是正を終了（進捗率：約90%）

【内 訳】

区 分	基準未滿本数 【2月6日現在】	基準未滿本数		進 捗 状 況
		基準未滿本数	是 正 済 本 数	
【5月11日現在】				
東 京 電 力	約 8,700本	約9,700本	約9,200本	約 95%
N T T 東 日 本	約 5,400本	約6,800本	約6,500本	約 96%
そ の 他 事 業 者 等	約 900本	約2,500本	約1,700本	約 68%
不 明 線	約 2,400本	約 300本	—————	—————
合 計	約17,400本	約19,300本	約17,400本	約 90%

(3) 是正未完了の案件の主な理由

- ・横断線の引込先の家屋所有者が不在であるため、手続きが長期化
- ・高さの変更には建物への器具設置などが伴い、家屋所有者から交渉、工事に対する理解を得られない

(4) 今後の是正見込み

・電線設置者への指導をさらに強化し、5月31日までにほぼ是正を完了

2 対応策の内容

(1) 実施済

- ・関係事業者への啓発（積載物等に伴う関係法令の順守）【18年11月、19年3月実施済】
- ・電線設置者による事故防止策の策定【4月実施済】
- その他、当面の緊急措置として、「高さ注意喚起表示板」の設置【1月実施済】

(2) 今後の実施予定

- ・横断線の占用については、国の方針の変更にに基づき、占用許可申請の対象とします。
（現在、「県・川崎市」、主な企業と協議中）【7月実施予定】

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

旭区二俣川銀座商店街の街路灯転倒事故について

今回の事故で亡くなられた方とご遺族の方に対して、心からおくやみを申し上げます。

12月24日、25日に新聞各紙及びテレビ等で本件について報道がございましたので、横浜市の対応の状況についてご報告します。

1 事故の概要

平成18年11月2日に、道路交通法の積載物の高さ制限（3.8m）を超えたトラックの荷台に積まれた重機のアームが、本市の道路占用許可を得て商店街が設置した街路灯の電線に引っかかり、街路灯が折れて1人が死亡され、1人が重傷を負われた事故が発生しました。

2 事故の街路灯の状況

(1) 街路灯の占用申請等

ア 占用者	二俣川銀座商店街振興組合
イ 占用申請日	平成12年9月18日
ウ 占用許可日	平成12年9月20日
エ 許可期間	平成12年9月1日から平成17年3月31日
オ 占用物件	防犯カメラ17基と架空電線950m
カ その他	平成17年2月頃に占用者に対して占用期間の更新を行うよう依頼しました。また現在防犯カメラの基準に適合させるため移設中なので、引き続き更新手続き中です。

(2) 事故時の占用物件の状況

本市が占用を許可する際の最低高さ条件を4.5mとしていましたが、占用物件は4.2mであり高さ制限を満たしていない状況でした。

3 事故後の本市の対応

(1) 現地での対応

高さ制限を満たしていない架空電線については、占用者と協議し直ちに4.5m以上の高さ確保し、事故再発の措置を行いました。カメラについては、4.5m以下に設置されているものがありますが、当面の交通に支障がないため、現在、占用者と高さ制限以上に再設置するよう協議を行っています。

(2) 事故現場以外での対応

本件以外の場所でも、本市の高さ制限以下のものがないか全市域を対象に一斉点検を実施し、現状把握に努めるとともに、関係団体、占用企業者、土木事務所への事故防止の通知を行いました。

<事故後の経過>

11月2日（木）	事故発生
11月6日（月）	18土木事務所へ横断線緊急点検の実施を通知
11月8日（水）	電線設置者へ横断線の緊急点検を依頼
11月27日（月）	関係団体、占用企業者、土木事務所に対して事故防止対策を通知

(3) 具体的な対応策

- ア 土木事務所の管理体制について、既に以下の点を確認しました。
- ・申請許可手続きに際し、添付書類等の審査を徹底すること
 - ・許可物件の設置後、完了検査を徹底すること
 - ・許可後も日常の道路パトロール等において物件の管理を徹底すること
- イ 許可申請に際し今後、道路管理者として追加する事項
- ・電線等の占用物件についても、今後「許可後の完了検査」についてルール化します。